

愛知県が中小企業者等応援金を拡充！

月ごと申請、増額かつ全業種対象！ 愛商連による交渉の3日後に発表！

愛知県中小企業者等応援金が拡充されることが9月10日に発表されました。7～9月の売上減が対象になります。

愛知県中小業者等応援金（7～9月分）

- ・対象要件（1か2のどちらか）
 - 1：緊急事態宣言等を受け、休業・時短営業をした飲食店と直接・間接の取引がある
 - 2：不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた
- ・売上要件
2021年の7月、8月、9月のいずれかの売上が、2019年または2020年の同じ月の売上から30%以上50%未満の減少

県内の事業者で、対象要件と売上要件を満たすなら応援金の対象になります！

- ・交付上限額 法人は上限15万円/1ヶ月
個人業者は上限7万5千円/1ヶ月
- ・申請の受付 10月下旬ごろに開始の予定

4月～6月分の応援金は3割以上5割未満の減収が3ヶ月を合計して計算しなければなりませんでしたが、7月分からは1ヶ月ごとの減収による申請が可能になります。

交付の金額も3ヶ月で法人上限40万円、個人上限20万円から、ひと月ごとに法人上限15万円、個人上限7.5万円に増額されました。（3ヶ月すべてなら法人45万円、個人22.5万円）

一般・酒類販売業者の枠はなくなりました。

なお、月の売上が5割以上の減収となった人は、県の応援金ではなく国の月次支援金（法人上限20万円、個人上限10万円）の対象となります。

売上減で応援金や月次支援金を申請したいという人は、民商にご相談ください。

尾北民商

ニュース

2021年
10月4日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390



感染対策と営業補償は別！ あいスタを協力金の条件にするな！



あいスタは、飲食店等における感染対策の強化を図るための制度です。休業・時短の協力金は営業自粛の補償で、本来この二つは別のものです。

9月7日（火）に愛知商工団体連合会が愛知県と行った交渉の場でもこれを訴え、防災危機管理課は「『あ

いスタ』を受けなくても営業は継続できる」と回答しました。しかし県は10月をめぐりに「あいスタ」を協力金申請の要件にする方針を崩しておらず、第三者調査で認証を受けられなかったり、煩雑な申請を断念した店が、協力金の申請から排除されてしまう可能性は残ったままになっています。

私たち民商は、あいスタ認証の取得を協力金申請の条件にしないよう求めています。

感染防止対策協力金、過去分の特例申請は10月15日まで！

愛知県は10月15日（金）までの間、申請期間の過ぎた2月から5月の協力金について、特例による申請受付を行っています。

休業・時短協力期間	申請期間
2月8日～3月21日	3月22日～4月23日
4月20日～5月31日	6月7日～7月31日

表の期間に休業・時短営業で感染防止に協力した

けれど、申請期間内に協力金を申請できなかったという人は、この機会に申請しましょう。

申請書類がない、何を添付すべきか分からないなど、お悩みの人は民商にご相談ください。

また、10月1日（金）から、8月27日～9月30日分の感染防止対策協力金の申請受付が始まっています。交付対象となる飲食業の人は、忘れずに申請手続きをしましょう。